



閣 情 1 9 8 号
平成 24 年 4 月 27 日

行政文書開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

理事長 新海 聰 様

内閣情報官

北村 滉



平成 24 年 3 月 26 日付け行政文書の開示請求（平成 24 年 3 月 28 日付け受付）（請求する行政文書の名称等：「政府における情報保全に関する検討委員会」（平成 22 年 1 月 7 日内閣総理大臣決裁）に関する議事録（web掲載議事概要を除く））について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 第 1 回政府における情報保全に関する検討委員会 | 議事録 |
| (2) 第 2 回政府における情報保全に関する検討委員会 | 議事録 |
| (3) 第 3 回政府における情報保全に関する検討委員会 | 議事録 |
| (4) 第 4 回政府における情報保全に関する検討委員会 | 議事録 |

2 不開示とした部分とその理由

なし

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があつたことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 *同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した方法の中から、希望する方法で開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（※）
A4判文書 19枚 (内訳) 白黒 19枚	①閲覧	100枚までにつき 100円	100円	0円
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき 10円	190円	0円
	③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	290円	0円

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(注) CD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択してください。
日：平成24年5月8日から平成24年7月10日まで（行政機関の休日を除く。）
時：10:00から17:00まで（12:00～13:00を除く。）
場所：内閣府庁舎1階情報公開窓口 東京都千代田区永田町1-6-1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定
郵送料：500円（ゆうパック）※CD-Rの場合は140円の見込み（確認中）

* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

電話：03-5253-2111（内線83406）